別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

新型インフルエンザ等感染症	一件につき　四、一〇〇円

を

新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザ	一件につき　四、一〇〇円
新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症	一件につき　四、二〇〇円

に改める。

別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中

麻しん	一件につき　二、五〇〇円
新型コロナウイルス感染症	一件につき　四、五〇〇円

を

麻しん	一件につき　二、五〇〇円

に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十七第三項及び第百七十四条の四十九の十六第二項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に、「市長又は区長」を「保健所設置市等の長」に改める。

別表第一新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の項及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の項を削る。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第四項」を「第六項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十五号中「第六項」を「第八項」に改める。

第二章　経過措置

（協力の要請等に関する経過措置）

第七条　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「新感染症法」という。）第十六条の二第二項及び第三項の規定は、改正法の施行の日以後に同条第一項の規定による協力の求めが行われた場合（附則第三条の規定により新感染症法により実施されたものとみなされる場合を除く。）について適用する。

（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表に関する経過措置）

第八条　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。附則第三条及び第五条において同じ。）に係る新感染症法第四十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「第一項の規定により情報を公表した感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、同令第三条において準用する同法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は同令第三条において準用する同法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、なお従前の例による。

第三条　施行日前に新型コロナウイルス感染症に関し新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により実施された措置で、新感染症法中相当する規定があるものは、新感染症法により実施されたものとみなす。

（新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の廃止に伴う経過措置）

第四条　施行日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条において準用する検疫法第三十二条の規定により徴収することができる実費又は同令第三条において準用する同法第三十三条の規定により支弁し、若しくは負担する費用については、なお従前の例による。

第五条　施行日前に新型コロナウイルス感染症に関し新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条において準用する検疫法の規定により実施された措置で、改正法第三条の規定による改正後の検疫法（以下この条において「新検疫法」という。）中相当する規定があるものは、新検疫法により実施されたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第六条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
厚生労働大臣　田村　憲久

省　令

○厚生労働省令第二十四号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

厚生労働大臣　田村　憲久